

山梨県公報

号外第六号

平成二十二年

二月十七日

水曜日

目次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 不在者投票を行うことができる施設の指定……………四
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正……………四

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項、第十九条第二項及び第三項の規定による届出が次のとおりあった。

平成二十二年二月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県参議院選挙区第二支部	宮川典子	仲澤正巳	甲府市丸の内二九三	平成二十二年二月一日	平成二十二年二月十日
	国会議員関係政治団体の区分		公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体				参議院議員	

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
藤田さとる後援会	藤田 悟	藤田 悟	甲斐市富竹新田八四六二	平成二十二年	平成二十二年

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
富士吉田の未来を創る会	羽田 武信	羽田 稔	富士吉田市上吉田六一二一六	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年一月二十五日
日本共産党加藤ひろ後援会	末木 忠夫	桜井 博子	甲府市羽黒町九〇一	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年一月二十九日
日本共産党石原ひでふみ後援会	梅津 幸造	木下 眞治	甲府市相生一四三	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年一月二十九日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

旧	新	旧	新	区分	名 称	国会議員関係政治団体の区分	公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類	異動年月日	届出年月日
	幸福実現党山梨中央後援会		幸福実現党山梨県本部			国会議員関係政治団体以外の政治団体			平成二十二年一月二十日	平成二十二年一月二十日
		法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体				国会議員関係政治団体以外の政治団体			平成二十二年一月二十日	平成二十二年一月二十日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届（国会議員関係政治団体の区分）

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
	西林会		後藤ひとし後援会		自由民主党櫛形支部		民主党山梨県総支部連合会		山梨県電気工事政治連盟
							小沢 鋭仁		井出 隆
							後藤 斎		小野 勝正
							市川 国広		
							中込 喜康		
							長田 貞雄		
							中山 義秀		
								甲府市相生一 一一一	
								中巨摩郡昭和町河東中島七二〇三	
									平成二十一年五月二十六日
									平成二十二年一月二十六日
									平成二十二年一月二十四日
									平成二十二年一月三十一日
									平成二十二年一月三十一日
									平成二十二年一月九日
									平成二十二年二月十日

小沢さきひとを育てる会	高原 仁	石山裕康	甲府市徳行一 四 五サニビルドビル3F	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年二月四日
清水ふきおを育てる会「ふき友会」	戸田 憲治	土肥 伸一	甲斐市万才五〇四	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年二月五日
深沢高行と共に明日の市政を考える会	内藤 利次	小沢 文雄	甲府市住吉五 二一 一七	平成二十一年十二月二十日	平成二十二年二月八日
河西えいざぶろう後援会栄山会	渡部 英士	加賀美勝利	南巨摩郡増穂町春米二七一四	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年二月十日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
藤田 悟	甲斐市議会議員	藤田さとる後援会	甲斐市富竹新田八四六 二	藤田 悟	平成二十二年一月十五日	平成二十二年一月十九日
宮川 典子	参議院議員	宮川のり子後援会	甲府市丸の内一九三	宮川 典子	平成二十二年二月一日	平成二十二年二月八日

政治資金規正法第十九条第三項第三号の届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	後藤 斎		後藤ひとし後援会	中巨摩郡昭和町河東中島七二〇 三		平成二十二年一月一日	平成二十二年二月九日
旧				甲府市相生一 一一一			

特別養護老人ホーム らくえん倶楽部

中央市極楽寺七四五番地一

敏

山梨県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第二十五号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十二年二月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗

敏

山梨県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成二十二年二月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗

敏

施設の名称

所在地

(平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第二十五号の一部改正)
表中「富士吉田市下吉田田端区画整理地仮換地番九街区一〇三番」を「富士吉田市下吉田七七五番地」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番